

検査事業者登録のあらまし

令和4年10月7日版
静岡県感染症対策局新型コロナ対策推進課

1 無料化事業の目的と背景

日常生活や経済社会活動に伴う感染リスクをさらに引き下げるとともに、次の感染拡大に向けた安心確保のため、下記2事業において無料検査を実施する事業者（以下、「検査事業者」）を募集します。

(1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

無症状の者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際して陰性の検査結果を確認する民間の取組のために必要な検査を無料で実施する事業

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業

感染拡大の傾向が見られる場合に、都道府県の判断により、無症状で感染の不安がある静岡県民に対し、検査を無料で実施する事業

2 ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業の概要

(1) 事業の概要（実施要領第3条）

原則3回目接種未了の無症状者を対象として、ワクチン・検査パッケージ制度又は対象者全員検査及び飲食、イベント、旅行・帰省等の活動に際してワクチン接種歴や陰性の検査結果を確認する民間事業者等による取組のために必要な検査を無料とする事業。

(2) 事業の適用時期

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「検査促進枠」の取扱いの変更について（内閣府地方創生推進室、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）で示された期間

(3) 無料検査の対象者（実施要領第3条）

- ・発熱等の症状がない者
- ・飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うに当たり、検査が必要な者
- ・原則ワクチンの3回目接種が完了していない者（3回目接種完了者であっても、対象者全員検査等及び高齢者や基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められた場合等、検査を受検する必要が認められることを証する書類等を提示した場合は、対象となる。）

3 感染拡大傾向時の一般検査事業の概要

(1) 事業の概要（実施要領第3条）

感染拡大傾向（「新たなレベル分類の考え方」にあるレベル2相当以上）時に、知事の判断で、感染不安を感じる無症状の住民に対し、特措法第24条第9項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業

(2) 事業の適用時期

- ・「新たなレベル分類の考え方」にあるレベル2相当以上の感染拡大傾向
- ・特措法第24条第9項等に基づき、知事が検査受検を要請

(3) 検査の対象者

- ・発熱等の症状がない者
- ・知事の要請に応じた、感染不安を感じる静岡県民又は静岡県内に居住する住民

4 対象となる事業

(1) 検査受検者が自己の検体を採取する場合

実施事業者の種類に応じて、下表に掲げる無料検査を行うことができます。

（実施要領第4条）

事業実施者	事業	事業区分
医療機関、薬局、衛生検査所、登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等に用いる唾液、及び鼻腔ぬぐい液検体を本人が採取する際の立会い等 ・検査機関に対する検体の送付 ・検査受検者への結果通知書等の発行請求 	第一号事業
医療機関、衛生検査所	<ul style="list-style-type: none"> ・第一号事業者から送付されるPCR検査等のための検体の検査 ・検査受検者への結果通知書等の発行 	第二号事業
医療機関、薬局、衛生検査所、登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・抗原定性検査用鼻腔ぬぐい液検体を本人が採取する際の立会い ・検体の検査結果の読み取り ・検査受検者への結果通知書等の発行 	第三号事業
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・PCR検査等のための鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液及び唾液検体の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等 ・抗原定性検査のための鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液検体の採取及び検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等 	第四号事業

(2) 留意点



ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者が行う一号事業又は第三号事業は当該事業者の事業に関連して行う事業に限られます。

例：飲食店が検査事業者となった場合、無料検査が実施できるのは、自店舗の入店者を対象とした検査のみとなります。

(3) 検査方法

- ・PCR検査・抗原定量検査及び抗原定性検査があります。
- ・無症状者（本人が症状に気づかない場合を含む）に対する抗原定性検査は、確定診断としての使用は推奨されませんが、無症状者の感染者を発見することにより、場の感染リスクを下げようとの考え方から、無料検査の対象としています。

(4) 証明書の有効期間

- ・PCR検査・抗原定量検査の検査結果有効期限は、検体採取日＋3日です。必ず有効期限内に検査受験者の手元に証明書が届くようにしてください。
- ・抗原定性検査の検査結果有効期限は、検体採取・検査日＋1日以内です。

5 検査の手順・条件等

(1) 検査の受付

- ・検査申込書（様式2号）の記入、提出
- ・身分証明書等の提示
- ・ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査においては、イベント等の概要・日付が分かる予約票等の提示又は申立書の記入、提出
- ・なお、原則として予約不要で受付を実施してください。

(2) 検体採取場所

第一号事業又は第三号事業を実施する検査事業者は、次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保し、検体採取の立会いを行う必要があります。

- ・検体採取実施場所は、受験者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別されていること。
- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受験者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受験者のプライバシーに配慮していること。
- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

(3) オンラインによる検体採取

第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより検体採取の立会いを行うことができます。

(4) 郵送による検体の受付、検体採取のためのキット等の送付、オンラインによる検体採取

第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、離島、へき地その他地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより第4条に定める検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び第1項表の中欄に定める検体採取の立会いを行うことができます。

(5) オンライン・郵送の条件

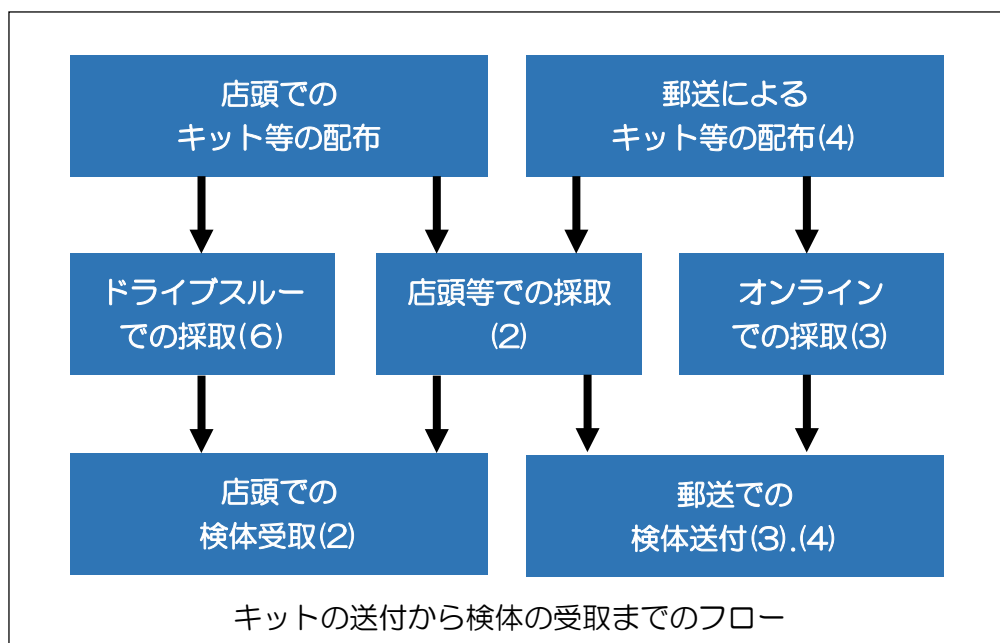
(3)、(4)の場合には、次に掲げる事項を遵守する必要があります。

- オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること。
- 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- 検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと。
- 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。

(6) ドライブスルー方式による検体採取

第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、次に掲げる事項を遵守する場合には、ドライブスルー方式により検体採取の立会いを行うことができます。

- 当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること
- 駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること
- 検査受検者のプライバシーに十分留意すること



6 禁止事項

国の事務連絡に基づき、『静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施要領』（令和4年9月14日付け改正）において、以下の項目が禁止事項として定められています。

- (1) 無料検査に付随して検査受検者に物品、金銭、役務その他の経済上の利益を提供すること
※国のQ&Aによる具体的な想定
例えば、検査受検者に対し、商品券など、その提供によって、無料検査について定められた受検目的以外の目的で検査を受検することを誘引すると考えられるものを提供すること等
- (2) その実施する無料検査の対象となる者について誤認させるような表示、広告その他の行為をすること
※国のQ&Aによる具体的な想定
例えば、一般検査事業を実施するに当たり、当該事業を実施する都道府県の住民以外の者も当該事業を活用できると誤認させるようなもの等
- (3) 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、無料検査を一日につき一回を超えて実施すること
※国のQ&Aによる「正当な理由」の具体的な想定検査結果が「判定不能」であった場合など
- (4) 同一の検査申込者に対して、正当な理由なく、結果通知書等の有効期限を勘案して必要と認められる限度を超えて無料検査を実施すること
※国のQ&Aによる「正当な理由」の具体的な想定
検査結果通知書の有効期限内に感染リスクの高い行動を行ったために感染不安を感じる場合など
- (5) 検査受検者に対して、結果通知書等の有効期限の期間内に検査結果を通知すること（第二号事業を実施する事業者が検査結果を通知する場合を含む。）を怠ること。ただし、第8条第2項ただし書に規定する場合は、この限りでない
- (6) 週次報告書、実績報告書その他の書類に虚偽の記載をして県に提出すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、定着促進事業及び一般検査事業の趣旨に照らして不相当と認められる行為をすること

実施事業者が上記に掲げる行為を行っているとき又は当該行為を行っていると思われるときは、当該実施事業者に対し、調査その他の必要な措置を講じます。

7 県の補助対象経費

本事業により、無料検査を実施する場合には、下記のとおり検体採取実施場所の整備に要する経費、検査費用を県が助成します。

なお、本助成については別途補助金交付要綱に基づく申請手続きをとって頂くことになります。

(1) 設備整備

検査体制の整備に係る費用：

検査場所1カ所あたり上限	1,300,000円(税込)
--------------	----------------

- 無料検査の検体採取場所の設置や立会い等に必要となる、開設のための初度経費が対象。想定されるものは以下のとおり。
机、椅子、パーテーション、検査事業の案内看板、
屋外で検査を実施する場合のテント、空気清浄機 等
- 特に高額な備品については、基本的にリースでの整備とすることとする。
- また、地方公共団体の職員の人件費、用地の取得費、貸付金・保証金、対象事業の実施と関連しない費用は交付対象外。
- 対象の可否に疑義がある場合は、事前に問合せください。
- 補助対象となる整備の開始時期は、令和3年11月26日以降に実施したものを対象とする。また、事業開始後に整備したのも対象とする。
- 令和3年度又は令和4年度に必要な初度設備に要する費用に係る補助を既に受けている場合は、当該箇所に係る既補助額を上限額から減じた額とします。

(2) 検査に要する費用（1件当たり）

【検査日が、令和4年8月28日以前】

①検査キット原価（検査費用・送料等を含む）※

- 検査キットを仕入れた日：令和3年12月30日まで

区分	補助上限額
PCR検査 抗原定量検査等	8,500円(税込)
抗原定性検査	3,500円(税込)

- 検査キットを仕入れた日：令和3年12月31日～令和4年3月31日

区分	実施事業者・検査方法	補助上限額	
PCR検査 抗原定量検査等	医療機関以外	8,500円(税込)	
	医療機関	他機関へ検査を委託	8,500円(税込)
		自院で検査を実施	7,000円(税込)
抗原定性検査		3,000円(税込)	

- 検査キットを仕入れた日：令和4年4月1日～令和4年6月30日

区分	実施事業者・検査方法	補助上限額	
PCR検査 抗原定量検査等	医療機関以外	8,500円(税込)	
	医療機関	他機関へ検査を委託	8,500円(税込)
		自院で検査を実施	7,000円(税込)
抗原定性検査		1,500円(税込)	

- 検査キットを仕入れた日：令和4年7月1日～

区分	補助上限額
PCR検査 抗原定量検査等	7,000円(税込)
抗原定性検査	1,500円(税込)

※「検査キット原価」には以下の各種費用を含む。

- 検査キット代、検体採取容器代、包装費
- 検査費用（PCR検査等の場合）
- 結果通知費用、検体管理費用（PCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）
- 往復送料（復路送料はPCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）
- 製造・検査拠点における販売管理費等（検査拠点はPCR検査等を検体採取場所以外で実施する場合）

②実施事業者において生じる各種経費等

区分	補助額
PCR検査 抗原定量検査等	3,000円(税込)
抗原定性検査	3,000円(税込)

【検査日が、令和4年8月29日以降】

- 検査の実施期間（概ね1ヶ月ごと）の、検査実施場所ごとの無料検査営業日一日当たりの検査件数を算出し、その件数に応じて上限額等が変動する

経費・検査種別		補助額	
		1日当たりの検査件数	上限額(税込)
検査経費(検査 キット原価)	PCR検査 抗原定量検査	1日50件以下	7,000円
		1日50件を超える	5,000円
		1日100件を超える	3,000円
	抗原定性検査		1,500円

経費種別	補助額	
	1日当たりの検査件数	定額(税込)
各種経費等	1日50件以下	2,500円
	1日50件を超える	1,800円
	1日100件を超える	1,100円

(3)実施期間及び補助金の申請期限等

登録をした事業者あて、別途連絡します。

8 検査事業者の登録

(1) 登録申請

①提出書類

提出書類	提出方法
実施計画書（様式第1号）	様式エクセルデータを送付
検査を実施する場所の図面	図面をPDF化して、データを送付

②提出先（メール）

- ・提出先 : pcr-covid19@pref.shizuoka.lg.jp
- ・メール件名 : 「検査無料化事業実施計画書（事業者名）」としてください

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県健康福祉部感染症対策局

新型コロナ対策推進課 機動第4班

電話 090-1894-9118（検査無料化事業登録事業者用）

※月～金（祝祭日除く）9:00～17:00

※県ホームページ：

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/ncov-kensajigyou.html>

(2) 県の審査

実施計画書の提出があった際には、下記の事項を満たしているが確認のうえ、実施計画書を提出した事業者を実施事業者として登録します。なお、登録した場合には、県知事名で登録通知を送付します。

- ・実施計画書の記載に不備がないこと。
- ・検査キット等の調達方法・検査の単価・検査の実施回数等が適当であると認められること。
- ・検査に係る事業を適切に実施するための体制及び方法が定められていること。
- ・当該事業者が次条に定める検体採取の実施場所を確保していること。
- ・検体採取の立会い等又は検査の実施が適切に実施できると認められること。
- ・その他知事が必要と認める事項を満たしていること。

(3) 県ホームページ等への登録

登録した内容（事業者（実施店舗）名・住所・電話番号・開設日・開設時間・実施する検査の種類等）は、県のホームページ等へ掲載及び公表します。

(4) 臨時の開設

実施事業者としての登録後、立会い・検体採取場所を臨時に開設する場合は、以下の書類を提出してください。

①提出書類

提出書類	提出方法
立会い・検体採取場所臨時開設届（様式第5号）	様式エクセルデータを送付
検査を実施する場所の図面	図面をPDF化して、データを送付

②提出期限：開設する1週間前まで